

鳥取県告示第162号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をしたので、告示する。

平成24年3月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日
株式会社 真木自動車 代表取締役 真木 正規	東伯郡湯梨浜町大字宮内128	平成24年3月1日